

## 安全データシート



### 1. 化学品及び会社情報

法人名 : 国立研究開発法人産業技術総合研究所  
 住所 : 東京都千代田区霞が関 1-3-1  
 担当部門 : 計量標準総合センター 計量標準普及センター 標準物質認証管理室  
 担当者 : 認証標準物質担当  
 電話番号 : 029-861-4059                      ファックス番号 : 029-861-4009  
 緊急連絡電話番号 : 同上

作成日 : 2006年6月8日

改正日 : 2020年1月31日

整理番号 : 8108002

化学品の名称(製品名) : 認証標準物質 NMIJ CRM 8108-b 臭素系難燃剤含有ポリスチレン  
 (polybrominated diphenyl ethers in polystyrene)  
 推奨用途及び使用上の制限 : 本標準物質は、プラスチック中の低分子化合物含有標準物質であり、分析機器または計測の精度管理および計測法の妥当性確認に用いることができる。試験・研究用以外には使用しないこと。  
 本標準物質は、標準物質（日本産業規格（JIS）Q0030に定められるもの）である。

### 2. 危険有害性の要約

GHS分類 : 該当なし  
 GHSラベル要素 : 該当なし  
 注意喚起語 : -  
 危険有害性情報 : -  
 そのほかの危険有害性情報 : 第一種特定化学物質のデカブロモジフェニルエーテルを含有  
 注意書き : [安全対策]  
 経口摂取は有毒である。  
 [応急措置]  
 飲み込んだ場合大量の水を飲ませ吐かせる。医師の診断を受ける。  
 [保管]  
 直射日光の当たらない密封された状態で遮光し、5℃から35℃以下の清浄な場所に保存する。  
 施錠して厳重に保管する。  
 [廃棄]  
 本標準物質は、デカブロモジフェニルエーテルを含んでおり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質であることに留意して適切に処理すること。  
 関連法規ならびに地方自治体の条例に従うこと。  
 都道府県知事の許可を得た専門の廃棄物処理業者に処理を委託する。

上記で記載が無い危険有害性は分類対象外または分類できない。

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	: 混合物
成分 1	
化学名又は一般名	: ポリスチレン
別名	: スチレン重合体、エテニルベンゼンホモポリマー
化学特性	: $(C_8H_8)_x$ ; (x は重合度)
分子量	: -
CAS 番号	: 9003-53-6
含有量	: 99 %以上
官報公示整理番号(化審法)	: 6-120
官報公示整理番号(安衛法)	: 公表
成分 2	
化学名又は一般名	: デカブロモジフェニルエーテル
化学特性	: $C_{12}Br_{10}O$
分子量	: 959.17
CAS 番号	: 1163-19-5
含有量	: 312 mg/kg
官報公示整理番号(化審法)	: 3-2846
官報公示整理番号(安衛法)	: 公表

### 4. 応急措置

吸入した場合	: -
皮膚に付着した場合	: 清浄な水で十分に洗い流す。汚染された衣服や靴等は脱がせ、医師の診断を受ける。
眼に入った場合	: 清浄な水で十分に洗い流す。医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合	: 水でよく口の中を洗浄する。医師に連絡する。
応急処置をする者の保護	: 個人用保護具を着用すること。

### 5. 火災時の措置

消火剤	: 散水、二酸化炭素、ドライケミカル粉、耐アルコール、ポリマー泡。
火災時の特有危険有害性	: 一般的な環境下では、着火または引火の危険性はない。 燃焼ガスには一酸化炭素や $NO_x$ 、CN などが含まれるので、可能な限り風上から消火を行い、吸入しないようにする。
特有の消火方法	: 火元の燃焼源を断ち、消火剤を用いて消火する。移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。移動不可能な場合には周辺を水噴霧で冷却する。消火活動は風上から行い、有害なガスの吸入を避ける。
消火を行う者の保護	: 防護衣、空気呼吸器、循環式酸素呼吸器、ゴム長靴。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項 : 皮膚、眼および個人の衣服の汚染を防止するため、適切な保護具を着用する。
- 保護具及び緊急時措置 : 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、粉塵、ガスを吸入したりしないようにする。
- 環境に対する注意事項 : 漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。汚染された排水が適切に処理されずに環境へ排出しないように注意する。
- 回収、中和 : 漏出した製品は、ウエス、雑巾または土砂等に吸着させて空容器に回収し、そのあとを多量の水を用いて洗い流す。
- 二次災害の防止策 : 漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。風上から作業して、風下の人を退避させる。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

- 技術的対策 : 高温物、スパークを避け、強酸化剤との接触を避ける。  
局所排気装置を使用すること。
- 局所排気・全体換気 : 蒸気やミストが発生する場合は、発生源を密閉し局所排気装置を設置する。
- 安全取扱注意事項 : 眼、皮膚、衣服への接触を避ける。  
作業中は飲食、喫煙をしない。  
直接手で触らないようにする。  
取扱い後、十分に手を洗淨する。

### 保管

- 適切な保管条件 : 直射日光の当たらない密封された状態で遮光し、5 °Cから 35 °Cの清浄な場所に保存する。  
施錠して厳重に保管する。
- 安全な容器包装材料 : アルミジップ

※標準物質としての適切な保管条件、使用に関する注意事項については、認証書を参照のこと。

## 8. 暴露防止及び保護措置

### 安全管理上の留意事項

設定されていない

### 許容濃度 (デカブロモジフェニルエーテル)

設定されていない

### 許容濃度 (ポリスチレン)

ディスク試料については設定されていない

### 設備対策

### ◇貯蔵上の注意

- ・直射日光の当たらない遮光された5℃から35℃の清浄な場所に施錠して保存する。
- 保護具

- ・通常の手扱いは、特に必要なし。

## 9. 物理的及び化学的性質

・外観	: 固体
・色	: 無色透明
・臭い	: データなし
・pH	: データなし
・融点	: およそ 240℃
・沸点	: データなし
・引火点	: 345～360℃
・爆発範囲	: データなし
・蒸気圧	: データなし
・相対蒸気密度 (空気 = 1)	: データなし
・比重又は嵩比重	: データなし
・溶解度	: 水、エーテルに不溶。トルエン、クロロホルム、テトラヒドロフランなどの有機溶媒に易溶。
・n-オクタノール／ 水分分配係数 (log Po/w)	: データなし
・自然発火温度	: データなし
・分解温度	: データなし
・燃焼性	: データなし
・密度	: 1.05 g/cm <sup>3</sup>
・発火点	: 427℃

## 10. 安定性及び反応性

### ◇安定性

- ・通常の貯蔵、取扱いにおいて安定である。

### ◇反応性

- ・熱分解により、NO<sub>x</sub>、CNなどが発生するおそれがある。

### ◇危険有害反応性

- ・データなし

### ◇避けるべき条件

- ・強酸剤と接触すると、反応することがある。

### ◇混触危険物質

- ・データなし

### ◇危険有害な分解生成物

- ・一酸化炭素

## 11. 有害性情報

特になし

その他

※有害性情報については、混合物としての情報がないため、原材料の情報より作成しています。本製品は通常の条件下では安定であり、有害な添加剤成分が溶出する等の危険はありませんが、高温下での使用など特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を行ってご使用ください。

12. 環境影響情報（デカブロモジフェニルエーテル）

生態毒性

- ・分解性 1～3% (by BOD)
- ・濃縮性（倍率）コイ 58～144倍 (2 mg / l)  
コイ 358～821倍 (0.2 mg / l)
- ・魚毒性 ヒメダカ LC50/48H >500 mg / l

分解性・濃縮性

- ・微生物等による分解性はない。

生体蓄積性

- ・データなし

土壌中への移動性

- ・データなし

オゾン層への有害性

- ・データなし

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : ・本標準物質は、デカブロモジフェニルエーテルを含んでおり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質であることに留意して適切に処理すること。  
 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）の産業廃棄物、廃プラスチック類に該当する。廃掃法に従って廃棄物処理業者、もしくは、地方自治体が処理を引き受けている場合には、地方自治体に委託し処理すること。
- 汚染容器及び包装 : 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

14. 輸送上の注意

- 国連番号 : 該当なし
- 国連分類 : -
- 品名 : -
- 容器等級 : -
- ICAO/IATA : 該当なし
- 海洋汚染物質 : 該当なし
- 注意事項 : 直射日光を避け、落下、転倒等による漏洩及び火気に十分注意し、慎重に運搬する。

15. 適用法令

◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

- ・第1種特定化学物質(デカブロモジフェニルエーテル No. 33)
- ◇特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- ・第一種指定化学物質(デカブロモジフェニルエーテル No. 1-255)
- 

## 16. その他の情報

### その他

記載内容は現時点で入手できる資料、データに基づいて作成しており、全ての情報を網羅しているわけではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合は、用途、用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。

記載内容は情報提供を目的としており、取扱い上のいかなる保証をなすものではありません。

---